

議会改革特別委員会報告書

平成 24 年 6 月

遠野市議会
議会改革特別委員会

1 議会改革特別委員会の設置目的

わが国の地方議会は首長（市長）と議員それぞれが住民の直接選挙で選ばれる二元代表制を採用しており、市長と議会はそれぞれが住民の代表であり対等な立場である。市長と議会はある種の緊張関係を維持しながら、「住民福祉の向上」という共通の目的達成のために、市政をより良い方向に導いていくことが求められており、加えて平成12年4月1日、「地方分権一括法」が施行され、地方議会の果たす役割は大きく広がり、その責任はさらに増すこととなった。

このようなことから、遠野市議会議員として自らの立場を再検証し、一層住民の負託に応えるための議会体制づくりを進めていかななくてはならないと考え、平成23年2月14日に開催した議員全員協議会において議長を除く全議員により構成される議会改革検討委員会を設置し、議会改革に取り組む方向性等について協議し、「更なる議会機能強化を図るため、議会改革特別委員会を設置する」旨の報告がなされたところである。

ついては、議会改革検討委員会報告書の趣旨に鑑み、議会改革特別委員会を設置し、住民の声をより市政に反映させ、更なる議会機能強化を図っていくことを目的とする。

2 委員の定数

議長を除く19人

3 設置の期限等

平成23年9月15日から平成24年6月30日までとし、閉会中も調査等を実施するものとする。

4 活動スケジュール

- | | | |
|-------------------------|-------|------------|
| (1) 議会の情報公開について協議 | ----- | 平成23年10月 |
| (2) 議会への住民参加について協議 | ----- | 平成23年11月 |
| (3) 議会の機能強化について協議 | ----- | 平成23年12月 |
| (4) 議会基本条例（素案）の策定協議 | ----- | 平成24年1月～3月 |
| (5) 第1回議会改革について意見を聴く会開催 | ----- | 平成24年1月下旬 |
| (6) 議会基本条例（案）の策定協議 | ----- | 平成24年4月～5月 |
| (7) 第2回議会改革について意見を聴く会開催 | ----- | 平成24年4月下旬 |

5 委員会の開催状況と協議内容

回	開催日及び会議名	協議内容
1	平成23年9月15日(木) 第1回議会改革特別委員会	・正副委員長の互選について 委員長に浅沼幸雄委員・副委員長に安部重幸委員
2	平成23年9月28日(水) 第2回議会改革特別委員会	・議会改革特別委員会の進め方について
3	平成23年10月14日(金) 第3回議会改革特別委員会	・今後のスケジュールについて ・議会の情報公開について
4	平成23年11月4日(金) 第4回議会改革特別委員会	・議会の情報公開について ・議会への住民参加について
5	平成23年11月15日(火) 第5回議会改革特別委員会	・議会への住民参加について
6	平成23年11月30日(水) 第6回議会改革特別委員会	・議会への住民参加について 市民と議会の意見交換会の日程について 意見交換会の内容について
7	平成23年12月15日(木) 第7回議会改革特別委員会	・議会の機能強化について
8	平成23年12月27日(火) 第8回議会改革特別委員会	・市民と議会の意見交換会について
9	平成24年1月10日(火) 第9回議会改革特別委員会	・議会改革について意見を聴く会について
10	平成24年1月24日(火) 第10回議会改革特別委員会	・議会改革について意見を聴く会について
11	平成24年1月31日～ 平成24年2月2日	第1回議会改革について意見を聴く会を開催 市内9地区で実施
12	平成24年2月8日(水) 第11回議会改革特別委員会	・第1回議会改革について意見を聴く会の取りまとめについて
13	平成24年3月21日(水) 第12回議会改革特別委員会	・議会基本条例作成作業経過・今後のスケジュールについて ・議会基本条例素案(たたき台)について
14	平成24年3月26日(月) 第13回議会改革特別委員会	・意見を聴く会の班編成について ・議会基本条例素案(たたき台)について
15	平成24年4月4日(水) 第14回議会改革特別委員会	・第2回「議会改革について意見を聴く会」日程について ・議会基本条例素案(たたき台)について
16	平成24年4月10日(水) 第15回議会改革特別委員会	・議会基本条例素案(たたき台)について
17	平成24年4月18日(水) 第16回議会改革特別委員会	・議会基本条例素案について ・第1回議会改革について意見を聴く会提言集について ・第2回議会改革について意見を聴く会の次第案について
18	平成24年4月23日～ 平成24年4月25日	第2回議会改革について意見を聴く会を開催 市内9地区で実施
19	平成24年5月9日(水) 第17回議会改革特別委員会	・第2回議会改革について意見を聴く会の意見について ・議会基本条例素案の修正について
20	平成24年5月22日(火) 第18回議会改革特別委員会	・議会基本条例案の最終修正について ・発議方法について

6 協議結果

会議名	第1回議会改革特別委員会
開催日時	平成23年9月15日(木) 午後2時40分～3時
場所	宮守総合支所 議場
会議内容	協議事項 委員長の互選、副委員長の互選について
出席委員(欠席委員)	19名(0名)
主な協議結果等	<ul style="list-style-type: none">●委員長の互選について<ul style="list-style-type: none">・指名推選により、浅沼幸雄委員が委員長に互選される。●副委員長の互選について<ul style="list-style-type: none">・指名推選により、安部重幸委員が副委員長に互選される。

会 議 名	第2回議会改革特別委員会
開催日時	平成23年9月28日（水）午前10時
場 所	宮守総合支所 議場
会議内容	協議事項 議会改革特別委員会の進め方（案）について
出席委員（欠席委員）	16名（3名）
主な協議結果等	<p>●議会改革特別委員会の進め方（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「議会の情報公開」「議会の住民参加」「議会の機能強化」の順に課題項目を整理し、議論していく。 ・課題を議論整理後に条例作成作業に入る。 ・次回はスケジュール（案）を提出する。 <p>●主な意見（箇条書き）</p> <p>最初に各議員から議会改革に取り組む思いを発言していただく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・背伸びせずに、出来る範囲で取り組んでいきたい。（浅沼委員長） ・市民に分かりやすい、開かれた議会運営を目指すべき。（安部副委員長） ・市民の負託に応えていくものだということを条文化するというのが特別委員会の最終目的。（石橋委員） ・市民感情と行政提案の差を埋めるのが議会の役割。（多田誠一委員） ・今の議会にどのような課題があって、市民に開かれた議会となるのか議論が必要。（佐々木譲委員） ・市民にも議会改革を訴えてきたので、積極的に取り組んでいきたい。（民彌委員） ・議会のあり方を議論しながら、市民に理解される改革としたい。（邦夫委員） ・議会改革には課題がこれだというものを持ってやるべき。（織笠委員） ・議会のあり方をもう少し勉強して議論に参加したい。（小松委員） ・市民の声を十分に反映させる議会改革としたい。（充委員） ・当局提案に対して、市民の意見を聞いてきちんと対峙する議会のあり方を議論し、基本条例に反映していきたい。（荒川委員） ・市民に出向き、議会を理解していただく必要がある。（巳喜男委員） ・市民代表として、市長と政策論を論戦する議会にならない。（大三郎委員） ・市民が分かりやすい政策をやるよう当局に提言する必要がある。（多田勉委員） ・より良い議会を目指し、議員自らステップアップするためにも、基本条例は必要。（瀧本委員） ・議会として何を求めるのかを示すことで、市民に分かりやすい条例となる。（萩野委員）

会議名	第3回議会改革特別委員会
開催日時	平成23年10月14日(金)午前10時
場所	宮守総合支所 第2会議室
会議内容	協議事項 (1) 今後のスケジュール(案)について (2) 議会の情報公開について
出席委員(欠席委員)	17名(2名)
主な協議結果等	<p>●今後のスケジュール(案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例化する前に住民とのやりとりを段階を踏んで行う。 ・具体的なスケジュールとしては、③議会機能の強化と④基本条例素案作成の間に住民との懇談会を行い、素案作成後にももう一度住民懇談会を行う。(住民との懇談会は2回) <p>●議会の情報公開について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これからの進め方としては、それぞれの項目について意見を出してもらう。 ・出された意見については、すぐに取り組めるものは取り組み、問題があるものは、その問題を解決しながら取り組む。 ・最終的には、議会基本条例の中に組み込めるものは組み込み、組み込まなくても実施できるものは実施していく。 <p>(1)議会放送について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠野テレビのリクエスト放送での議会中継配信 ・インターネットでの議会中継の配信 ・DVD化をしての貸し出し ・一般質問項目のテロップでの表示 <p>※それぞれの項目に係る課題(費用や放映権など)については、次回会議までに事務局で調べること。</p> <p>○主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用面と利用者がどのくらいいるかも検討する必要がある。(充委員) ・オンブズマンにはこだわらないで、遠野らしい情報公開や情報発信の仕方を見つけていくのが本来ではないか。(瀧澤委員) ・インターネットで議会放送を配信する場合、議事録も載せておく方が情報公開が深まる。(荒川委員) <p>(2)議会広報誌について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各世帯以外に、事業所や市外在住の遠野に関わりのある人への配布 <p>※広報遠野と議会だよりの配布先を確認しておくこと。</p> <p>●主な意見(箇条書き)</p> <p>前回欠席の委員から議会改革に取り組む思いを発言していただく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会改革は、日頃の活動の中に議員としての思いをどのように生かしていくかと言うことで、最終的には議員一人ひとりにフィードバックされていくものだと思う。(瀧澤委員) ・改革は必要なことだと思っているので、よりよい議会、よりよい遠野市のために勉強していきたい。(照井委員) ・20名の議員が、それぞれ同じように改革を必要とするという意識のもとに、この議会改革特別委員会を推進していくことが大事なことだと思う。(菊池由紀夫委員)

会 議 名	第 4 回議会改革特別委員会
開催日時	平成 23 年 11 月 4 日（金）午前 10 時
場 所	宮守総合支所 第 2 会議室
会議内容	協議事項 議会の情報公開について
出席委員（欠席委員）	1 8 名（1 名）
主な協議結果等	<p>●議会の情報公開について</p> <p>(1) 遠野テレビの議会中継において、一般質問時で何を質問しているか視聴者が分かるように、平成 23 年 12 月定例会からテロップを出す。（別紙資料）</p> <p>(2) 議会中継の DVD での貸し出しについては、市民懇談会で要望があった場合に対応する方向で検討する。</p> <p>(3) 議会だよりは市民全世帯に配布しているが、それ以外の事業者等にも配布する方向で取組み、広聴広報特別委員会と事務局で配布先の範囲をどの程度にするか協議して決める。</p> <p>(4) 議事録や賛否の審議結果はホームページで公開しているが、審議資料は膨大なデータ量となるので掲載しない。（載せる場合は、厳選が必要）</p> <p>(5) 政務調査費、議長交際費の使途の公開については、現状ですとする。</p> <p>(6) 議員報酬の額については、公開している。</p> <p>(7) 会議は原則公開している。</p> <p>(8) それぞれの議案に対する個々の議員の賛否の結果については、議会だよりに掲載する。掲載方法は、広聴広報委員会で決める。</p> <p>(9) 本会議等のインターネット上での議会中継の動画配信は、費用面が絡むので継続審議とする。</p> <p>(10) ホームページに議会改革の取組みについて、掲載する。</p>

会 議 名	第 5 回議会改革特別委員会
開催日時	平成 23 年 11 月 15 日（火）午後 1 時
場 所	宮守総合支所 第 2 会議室
会議内容	協議事項 議会の情報公開について 議会への住民参加について
出席委員（欠席委員）	17 名（2 名）
主な協議結果等	<p>●議会の情報公開について 前回、ホームページに「議会改革の取組みについて」掲載することで決定しており、その内容、様式について協議し、11 月 16 日から公開した。</p> <p>●議会への住民参加について 「住民報告会や議会説明会について」、「多様な住民の意見を集める工夫について」及び「参考人制度、公聴会の開催について」は積極的に実施すべきという意見が多かった。具体的方法等は次回の協議となった。</p> <p>【主な意見】</p> <p>(1) 住民報告会や議会説明会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会は、市から提案された議案の結果ではなく、審議の中身を住民は求めていると考える。（佐々木譲委員） ・議会説明会というよりは、意見交換会の方が取り組みやすいと考える。（菊池民彌委員） ・住民が議会に意見をいう新たな活動を開くという意味で、意見交換会が良いと考える。（石橋達八委員） <p>(2) 多様な住民の意見を集める工夫について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民との意見交換会と通ずるが、中学校再編では地区を回り、意見を集める工夫をしてきた。（菊池民彌委員） ・常任委員会があるので、分野別の意見交換会を開始して住民の意見をくみ取ることが大切と考える。（石橋達八委員） ・常任委員会の活性化のためにも、分野別の意見交換会は大いに賛成する。（小松大成委員） ・意見交換会に来られない方もいるので、アンケート調査なども方法として良いと考える。（照井文雄委員） <p>(3) 参考人制度、公聴会の開催について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会は請願者の意見を聞かないで否決するのは最悪で、請願者の発言する権利を保障することは大事なことである。（小松大成委員）

会 議 名	第 6 回議会改革特別委員会
開催日時	平成 23 年 11 月 30 日（水）午後 1 時
場 所	宮守総合支所 第 2 会議室
会議内容	協議事項 議会への住民参加について 議会の機能強化について
出席委員（欠席委員）	17 名（2 名）
主な協議結果等	<p>●市民と議会の意見交換会について</p> <p>市民と議会の意見交換会を第 1 回目は 2 月上旬、第 2 回目は 4 月下旬に実施する。</p> <p>意見交換会の内容については、第 1 回目は議会改革の取組みについて市民から意見を聞くことで進める。第 2 回目は議会改革基本条例素案について市民から意見を聞くことで進める。</p> <p>詳細については、次回以降の会議で協議する。</p> <p>●議会の機能強化について</p> <p>(1) 活発な議員間討議について</p> <p>「議員同士のお互いの意見を出し合って議論する場を今までもあったが、意識して持っていこう。」ということでまとまる。</p> <p>(2) 一般質問の見直し（一問一答方式の導入等）について</p> <p>今までの一括質問方式と一問一答方式を議員の選択により併用することでまとまる。</p>

会 議 名	第 7 回議会改革特別委員会
開催日時	平成 23 年 12 月 15 日（木）午後 3 時
場 所	市役所西館大会議室
会議内容	協議事項 議会の機能強化について
出席委員（欠席委員）	17 名（2 名）
主な協議結果等	<p>●議会の機能強化について</p> <p>(1) 一般質問の見直し（一問一答方式の導入等）について 一括質問方式と一問一答方式を議員の選択により併用することで平成 24 年 9 月定例会から実施することとする。</p> <p>(2) 総合計画の議決事項について 市当局と協議は必要であるが、総合計画基本構想及び総合計画（前期基本計画・後期基本計画）の策定及び変更は、議決事項とする議会の考え方を統一する。</p> <p>(3) 積極的な議員研修及び報告会について 政策形成、立案能力向上のための議員研修を実施していく。 また、研修後の成果等を統一様式により報告会を開催する。</p> <p>(4) 議会事務局の充実について 議員の政策立案を補助する組織として、議会事務局の調査、法務に関する機能の充実を図る。</p>

会 議 名	第 8 回議会改革特別委員会
開催日時	平成 23 年 12 月 27 日（火）午前 10 時
場 所	宮守総合支所第 2 会議室
会議内容	協議事項 市民と議会の意見交換会について
出席委員（欠席委員）	16 名（3 名）
主な協議結果等	<p>●市民と議会の意見交換会について</p> <p>(1) 「市民と議会の意見交換会」（仮称）要領案について 要領は、特別委員会として開催する 6 月までの開催要領とし、名称を「市民と議会の意見交換会」から「議会改革について意見を聴く会」とする。</p> <p>(2) 日程等（案）について 原案を了とする。</p> <p>(3) 班編成（案）について 原案を了とする。</p> <p>(4) 役割分担について 記録については、記録用紙を配り、委員全員で記録してはどうかという意見があった。詳細は次回の協議とする。</p> <p>(5) PR について 遠野テレビの PR は工夫が必要であるという意見があった。 また、地連協又は区長会へ参加依頼通知を出すこととなった。</p> <p>(6) 意見交換会の次第（案）について 意見交換会から意見を聴く会になったことから、議会改革の取組みの中で意見を聴くこととする。 今回は議会改革の取組みがテーマであるので、地域課題の聴取は項目としてあげない。意見がある場合は、その他で聴取することにする。</p> <p>(7) 座長挨拶（案）について 次回の協議とする。</p> <p>(8) 意見交換会説明資料について 開催目的、議会改革の取組み経過を資料に入れる。テーマごとにまとめた資料にしてはという意見があった。詳細は次回の協議とする。</p>

会 議 名	第 9 回議会改革特別委員会																
開催日時	平成 24 年 1 月 10 日（火）午前 10 時																
場 所	宮守総合支所第 2 会議室																
会議内容	協議事項 議会改革について意見を聴く会について																
出席委員（欠席委員）	1 5 名（4 名）																
主な協議結果等	<p>●市民と議会の意見交換会について</p> <p>(1) 「議会改革について意見を聴く会」要領案について 修正した要領（案）を了とした。</p> <p>(2) 役割分担について 各班で班長（座長）、進行係、記録チーフを選定した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>班 長</th> <th>進行係</th> <th>記録チーフ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 班</td> <td>瀧澤征幸委員</td> <td>萩野幸弘委員</td> <td>菊池由紀夫委員</td> </tr> <tr> <td>2 班</td> <td>安部重幸委員</td> <td>菊池民彌委員</td> <td>荒川栄悦委員</td> </tr> <tr> <td>3 班</td> <td>石橋達八委員</td> <td>佐々木譲委員</td> <td>菊池巳喜男委員</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) P R について 地連協にも参加依頼通知を出す方が良いという意見があり、了承された。 遠野テレビに P R 用の出演依頼をすることとなった。</p> <p>(4) 意見交換会の次第（案）について 進め方について、次回の協議とした。 全部説明して住民から意見を聴いた方が良いという意見や次第ごとに意見を聴いて方が良いという意見があった。</p> <p>(5) 座長挨拶（案）について 修正を行い、原案を了とした。（別紙のとおり）</p> <p>(6) 意見交換会説明資料について 開催目的について修正を行い、原案を了とした。（別紙のとおり） 取組み経過及び協議内容については、次回の協議とした。 県内の議員の報酬等が分かる資料が手元があれば良いという意見や文字だけではなくイラストを入れた資料としてはどうかという意見があった。</p> <p>●その他 議会基本条例素案は、正副委員長、事務局及びオブザーバーである議長の 5 人でたたき台を出すことになった。</p>		班 長	進行係	記録チーフ	1 班	瀧澤征幸委員	萩野幸弘委員	菊池由紀夫委員	2 班	安部重幸委員	菊池民彌委員	荒川栄悦委員	3 班	石橋達八委員	佐々木譲委員	菊池巳喜男委員
	班 長	進行係	記録チーフ														
1 班	瀧澤征幸委員	萩野幸弘委員	菊池由紀夫委員														
2 班	安部重幸委員	菊池民彌委員	荒川栄悦委員														
3 班	石橋達八委員	佐々木譲委員	菊池巳喜男委員														

会 議 名	第 10 回議会改革特別委員会
開催日時	平成 24 年 1 月 24 日（火）午前 10 時
場 所	宮守総合支所第 2 会議室
会議内容	協議事項 議会改革について意見を聴く会について
出席委員（欠席委員）	19 名（0 名）
主な協議結果等	<p>●議会改革について意見を聴く会について</p> <p>(1) 座長挨拶（修正案）について 原案を了とするが、二元代表制の違いをかみ砕いて説明した方が 良いのではという意見があった。</p> <p>(2) 意見を聴く会説明資料について 内容については、原案を了とした。市民から理解を得るため、目 的から丁寧に説明したほうが良いという意見があった。</p> <p>(3) 意見を聴く会の進め方について 各班に分かれ、進め方について協議した。各班の協議結果は次の とおりとなった。</p> <p>2 班・座長、進行、記録と三役が決まっているので、残った 3 人 で会場ごと一人ずつ概要説明することで役割分担した。 ・次第の 5 「その他」で、要望、提言を承ることにした。 ・会場には 30 分前に集合し、会場準備をすることにした。</p> <p>1 班・座長の挨拶の最後に「今回は議会改革に係る意見を聴く会 なので、それ以外の要望等をご遠慮願いたい。」ことを申し 添えることにした。 ・議会改革の取組み概要の説明は進行が行って、座長、進行 以外の委員に市民から出た意見に対して、回答して頂くこ とにした。</p> <p>3 班・議員の自己紹介は、出身地と氏名だけとした。 ・議会改革の取組み概要の説明は進行が行って、懇談的に参 加者が意見を出しやすいような形で進めることにした。 ・会場には 30 分前に集合し、会場準備をして、記録はテーブ を用意することにした。</p> <p>統一した見解・自己紹介は出身地、氏名で統一する。 ・要望等は(5)「その他」で承ることにする。 ・横看板の設置、事務局が受付等の支援をする。</p>

会議名	第11回議会改革特別委員会			
開催日時	平成24年2月8日(水)午前10時			
場所	本庁舎西館大会議室			
会議内容	協議事項 「議会改革について意見を聴く会」の取りまとめについて			
出席委員(欠席委員)	17名(2名)			
主な協議結果等	●「議会改革について意見を聴く会」の取りまとめについて			
	(1) 市民参加者数			
		1月31日	2月1日	2月2日
		1班 小友区 8名	1班 遠野地区 11名	1班 附馬牛地区 14名
		2班 松崎地区 13名	2班 綾織地区 14名	2班 土淵地区 19名
		3班 宮守地区 8名	3班 上郷地区 36名	3班 青笹地区 14名
		合計 137名		
	(2) 主な市民意見			
	議会の「情報公開」、「住民参加」、「機能強化」についての意見			
	<p>「情報公開」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの情報公開では、高齢者が見ることができないので、工夫が必要ではないか。 ・議員全員協議会もテレビ中継できないか。 ・議会広報は見やすく、議員個々の賛否を入れたことは良いことだ。 ・議員研修もテレビで市民に周知してほしい。 <p>「住民参加」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民から意見を聴くような会は良いことだ。年2回ぐらい開催してほしい。 ・小中学生議会を開催し、議会に関心を持ってもらいたい。 ・議会の会議に住民を取り入れた会議があっても良いのでは。 ・傍聴席が少なく、議場に入りづらい。 <p>「機能強化」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般質問の一問一答方式は良いことで、単刀直入に質問した方が市民は分かりやすい。 ・一般質問で重複しないよう会派で調整できないか。 ・議員自ら意識改革をし、政策立案能力、資質の向上に努めなければならない。 ・議員定数の多少を協議しているか。 ・研修してきたことを政策に結びつけてほしい。 <p>総括・議会報告会や意見交換会という機会を今後も続けてほしいという意見や議会基本条例を早く策定すべきという意見が多かった。また、議会に対する要望や市政に対する意見は、区別して公開、伝達することにした。</p>			

会 議 名	第 12 回議会改革特別委員会
開催日時	平成 24 年 3 月 21 日（水）午前 10 時
場 所	宮守総合支所第 2 会議室
会議内容	協議事項 (1) 議会基本条例素案作成作業経過及び今後のスケジュール（案）について (2) 議会基本条例素案（たたき台）について
出席委員（欠席委員）	18 名（1 名）
主な協議結果等	<p>(1) 議会基本条例素案作成作業経過及び今後のスケジュール（案）について 原案を了とした。</p> <p>(2) 議会基本条例素案（たたき台）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前文、第 1 条（目的）は、後で協議することにした。 ・第 2 条（最高規範性）は、原案を了とした。 ・第 3 条（議会の活動原則）は、第 2 項「市民参加の機会」の前に「議会への」を追加した。第 3 項「市政の監視」の後に「及び評価」を追加した。 ・第 4 条（議員の活動の原則）は、第 1 項第 1 号で「合議機関であることを認識し、」を「合議機関であることから、」に修正した。第 1 項第 2 号で「自己の能力を高める不断の研鑽によって、」を「常に自己の能力を高めるよう研鑽し、」に修正した。第 1 項第 3 号で「市民全体の福祉の向上」の前に「一部団体及び地域の代表にとどまらず、」を追加した。 <p>その他の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・章立てにした方が良いという意見があり、最後に協議することにした。 ・前文は、市民憲章を意識しながら作れば遠野らしさが入ると思う。

会 議 名	第 13 回議会改革特別委員会
開催日時	平成 24 年 3 月 26 日（月）午後 1 時
場 所	宮守総合支所 議場
会議内容	協議事項 (1) 議会基本条例素案について意見を聴く会の班編成について (2) 議会基本条例素案（たたき台）について
出席委員（欠席委員）	19名（0名）
主な協議結果等	<p>(1) 議会基本条例素案について意見を聴く会の班編成について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回と同じ班編成とする。 ・できるだけ前回と同じ地区に行くよう日程調整する。 ・前回の意見を聴く会で出された意見等をまとめて持っていく。議会としてまとめるものと市当局で報告するものを振り分け、それを委員が報告する形で進める。 ・聴く会の開始時間を前回の午後 6 時 30 分を午後 7 時に変更する。 <p>(2) 議会基本条例素案（たたき台）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 5 条（会派）から第 7 条（市民等との懇談会）までのたたき台を精査した。 ・第 5 条（会派）は、次のとおりとした。 議員は、議会活動を行うため、同一理念を共有する政策集団（以下「会派」という。）を結成することができる。 <p>2 会派に関することは、別に定める。 なお、会派に関する規程第 2 条第 2 項中「3 人」を「2 人」に改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 6 条（市民との連携）は、第 2 項を「議会は、すべての会議を原則公開するものとする。」とする。 第 4 項を「議会が請願及び陳情を審査するときは、紹介議員のほか請願者又は陳情者がその趣旨を説明する機会を設けることができる。」とするが、総務課の法規担当から意見を聴くことにする。 ・第 7 条（市民との懇談会）は、「議会は、市政の諸課題に対処するため、議員と市民が自由に情報及び意見を交換する市民との懇談会を年 1 回以上行うものとする。」とする。

会 議 名	第 14 回議会改革特別委員会
開催日時	平成 24 年 4 月 4 日（水）午前 10 時
場 所	宮守総合支所 第 2 会議室
会議内容	協議事項 (1) 第 2 回議会改革について意見を聴く会日程について (2) 議会基本条例素案（たたき台）について
出席委員（欠席委員）	1 4 名（5 名）
主な協議結果等	<p>(1) 第 2 回議会改革について意見を聴く会日程について 原案を了とした。</p> <p>(2) 議会基本条例素案（たたき台）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 6 条（市民等との連携）第 4 項を総務課の法規担当の意見を参考に次のとおりとした。 「議会は、請願及び陳情を審査するときは、紹介議員のほか請願者又は陳情者から請願又は陳情の趣旨の説明を受ける機会を設けることができるものとする。」とした。 ・ 第 8 条の見出しは、（の原則）をとり、（市長等との関係）とした。 第 8 条第 1 項を次のとおりとした。 「議会は、市長等との立場や権能の違いを踏まえ、緊張ある関係の保持に努め、事務執行の監視及び評価を行うものとする。」とした。 第 8 条第 2 項は、削除した。 ・ 第 9 条（一問一答及び反問権）は、第 1 項は原案のままとした。 第 9 条第 2 項を次のとおりとした。 「議会審議において、本会議及び委員会に出席した市長等及び補助職員は、議長又は委員長長の許可を得て、議員の質問の内容を明確にするため、反問することができるものとする。」とした。

会 議 名	第 15 回議会改革特別委員会
開催日時	平成 24 年 4 月 10 日（火）午前 10 時～午後 2 時 35 分
場 所	宮守総合支所 議場
会議内容	協議事項 議会基本条例素案（たたき台）について
出席委員（欠席委員）	1 4 名（5 名）
主な協議結果等	<p>議会基本条例素案（たたき台）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第10条（政策等の説明及び審議）及び第11条（政策立案、政策提言及び政策提言）は、原案を了とした。 ・第12条（議決事項の拡大）は、市当局との協議も必要であるが原案を了とした。 ・第13条（議員相互間の討議）は、文字等の修正があったが原案を了とした。 ・第14条（委員会の活動）、第15条（議員研修の充実）、第16条（議会広報の充実）、第17条（議員の政治倫理）は、原案を了とした。 ・第18条の見出しを（議員定数及び議員報酬）に修正し、各項を次のとおりとした。 （議員定数及び議員報酬） 第18条 議員定数及び議員報酬は、別に条例で定める。 2 議会は、議員定数又は議員報酬を改正する際は、市政の現状及び課題、他市等の状況並びに議会が果たす役割を考慮しなければならない。 3 議員定数又は議員報酬の条例改正案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、委員会又は議員から提出するものとする。 ・第19条（政務調査費）は、第16条にし、第16条から第18条を1条ずつ繰り下げることとし、次のとおり修正した。 （政務調査費） 第16条 議員は、遠野市議会政務調査費の交付に関する条例（平成17年遠野市条例第165号）に基づき交付された政務調査費について、調査研究のため適切に執行するとともに透明性を確保しなければならない。 ・第20条（議会事務局の体制整備）は、原案を了とした。 ・第21条（議会図書室）は、第2項を次のとおり修正した。 2 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、図書室及び資料の充実に努めるものとする。

会議名	第16回議会改革特別委員会
開催日時	平成24年4月18日(火) 午前10時～午後1時46分
場所	宮守総合支所 第2会議室
会議内容	(1) 議会基本条例素案について (2) 「第1回議会改革について意見を聴く会」提言集について (3) 「第2回議会改革について意見を聴く会」次第(案)について
出席委員(欠席委員)	18名(1名)
主な協議結果等	<p>(1) 議会基本条例素案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月18日修正案のとおり、前文の表現を5か所修正した。 「チェック機関」を「監視機関」に、「役割とともに」を「役割を果たすとともに」に、「、」を「及び」に、「自由闊達な討議」を「自由な討議」に、「未来永劫」を「未来に向け」に修正した。 ・第2条(最高規範性)第2項を削除した。 ・第3条(議会の活動の原則)第3項中、「政策立案等の強化」を「政策立案等の取組の強化」にした。なお、取組は送り仮名がつかないことを法規担当から確認した。 ・第4条(議員の活動原則)第1項第2号中、「研鑽」を「研さん」に修正した。 ・第12条(議決事項の拡大)は、地方自治法の改正により地方自治体の基本構想の策定義務がなくなったことから、条文中に基本構想の定義を入れた原案を了とした。 ・第19条(議員定数及び議員報酬)第2項中、「果たす役割」を「果たすべき役割」に修正した。 ・条文に対する説明文の整理、修正を行った。 <p>(2) 「第1回議会改革について意見を聴く会」提言集について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の意見により、回答の整理、修正を行った。 <p>(3) 「第2回議会改革について意見を聴く会」次第(案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集合時間は、前回と同様30分前(18時30分)とした。 ・代表者挨拶については、前回の市民から聴いた意見をもとに議会基本条例の素案を作成したこと、提言集をまとめたことなどを述べることとし、原稿は用意しないことにした。 ・提言集については、説明の時間は設けずに、あとで読んでもらうように触れる程度とし、次第からも削った。ただし、時間がある中で提言集の内容に関する質問等が出た場合は、臨機応変に対応することにした。 ・前回と同様に各班に事務局職員が1名ずつ付いて、受付等を行うことにした。横看板も用意し、記録については、各班で対応することにした。

会 議 名	第 17 回議会改革特別委員会
開催日時	平成 24 年 5 月 9 日（水）午後 2 時～ 3 時 16 分
場 所	宮守総合支所 第 2 会議室
会議内容	(1) 「第 2 回議会改革について意見を聴く会」の意見について (2) 議会基本条例素案の修正について
出席委員（欠席委員）	1 6 名（3 名）
主な協議結果等	<p>(1) 「第 2 回議会改革について意見を聴く会」の意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例素案については、概ね好意的に評価された。 ・意見交換会の「年 1 回以上」の部分に対し、年 1 回でよいのかというような意見が複数の会場で出されているが、「以上」の開催ということで理解された。また、開催する会場については、今回のように各町 1 箇所ではなく、会場を増やしてほしいという意見が宮守町と上郷町から出されたが、これは提言として聴くことにした。 ・一般質問の一问一答方式の導入に当たっては、当局も含め議員としてもどのようなイメージで行われるかを他自治体の事例を動画等で確認することに取り組むことにした。 ・提言集については評価されたが、参加者以外も見るように、各地区センターに送付する。また、第 2 回意見を聴く会分の提言集も作成し、地区センターに送付し、市民に見てもらおうようにする。 ・「ものとする」という表現では弱いのではないかというような意見もあった。 <p>(2) 議会基本条例素案の修正について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回意見を聴く会の報告書により条例素案の内容に関係する部分について確認したが、条例素案を見直すまでの意見等はなかった。 ・5 月 14 日に当局と条例素案について協議するので、それを受けて次回委員会で条例を成案化し、6 月定例会に議員発議で上程する。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5 月 14 日に開催される当局との協議の内容を各委員に事前に連絡する。

会 議 名	第 18 回議会改革特別委員会
開催日時	平成 24 年 5 月 22 日（火）午前 10 時～11 時 46 分
場 所	宮守総合支所 第 2 会議室
会議内容	(1) 議会基本条例案の最終修正について (2) 発議案の方法について
出席委員（欠席委員）	18 名（1 名）
主な協議結果等	<p>(1) 議会基本条例案の最終修正について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 月 14 日に開催した議会と市当局との議会基本条例制定に伴う事前会議（情報交換）を受けて、最終修正を行った。 ・ 第 9 条（一問一答及び反問権）については、見出しを「一問一答及び反問権」を「一問一答及び反問」に修正することになった。 条文については、修正しないことになった。 ・ 第 12 条（議決事項の拡大）については、見出し、条文とも修正しないことになった。 ・ その他 法規担当から指摘のあったとおり、前文の中の「汲み取り」を「くみ取り」に修正することになった。 <p>(2) 発議方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会改革特別委員長が発議者となり、議会運営委員が賛同者になることになった。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6 月 15 日に議会基本条例が議員発議され、可決にされるが、これから議会改革の本当のスタートになるので、頑張りましょうということばで会議を終了した。

【議会改革特別委員会委員】

区 分	氏 名	備 考
委 員 長	浅 沼 幸 雄	
副委員長	安 部 重 幸	
委 員	萩 野 幸 弘	
委 員	瀧 本 孝 一	
委 員	多 田 勉	
委 員	菊 池 由紀夫	
委 員	佐々木 大三郎	
委 員	菊 池 巳喜男	
委 員	照 井 文 雄	
委 員	荒 川 栄 悦	
委 員	菊 池 充	
委 員	瀧 澤 征 幸	
委 員	小 松 大 成	
委 員	織 笠 孝 之	
委 員	菊 池 邦 夫	
委 員	菊 池 民 彌	
委 員	佐々木 讓	
委 員	多 田 誠 一	
委 員	石 橋 達 八	